（施行規則第２条第２項第４号及び第15条第２項第１号関係）

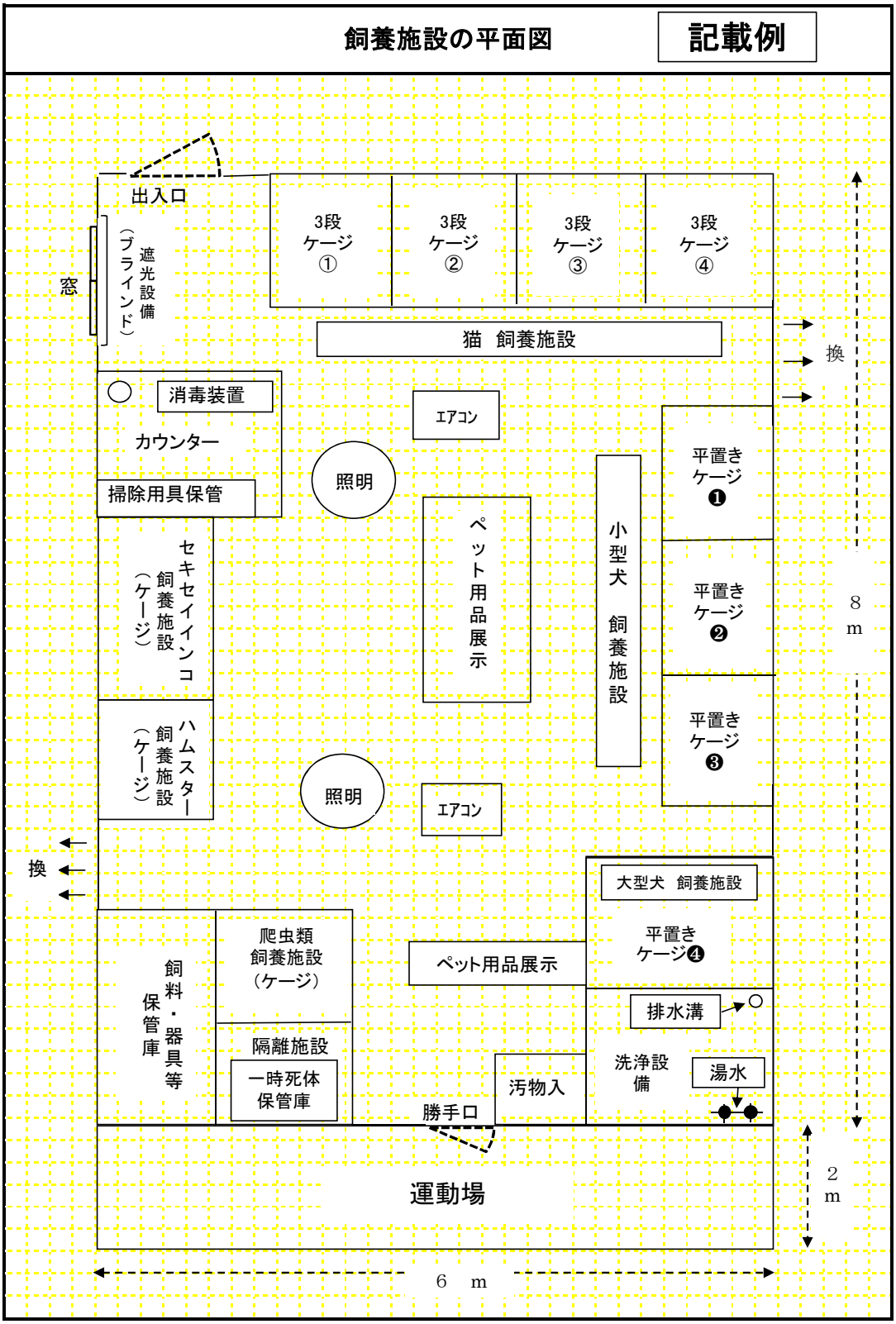

以下の設備の位置が分かるように記載してください。

【必須】

□ケージ等（ケージ、水槽、畜舎等）※犬又は猫の飼養又は保管を行う場合、別紙でケージ等の立面図を添付
□照明設備　□給水設備（給水栓）　□排水設備（排水口）
□洗浄設備（シンク等）　□消毒設備（アルコール噴霧器等）
□廃棄物の集積設備（毛、ペットシーツ等の廃棄物を処分まで一時保管するゴミ箱）
□動物の死体の一時保管場所
□餌の保管設備（餌を入れる容器等）　□清掃設備（掃除用具）
□空調設備（換気扇やエアコン等）

【条件を満たせば設置】

□遮光等の設備（壁、天井、カーテン、ブラインド等。遮光しなくても日光を遮れる構造であれば不要。）
□運動場（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合）
□訓練場（訓練を行う場合のみ設置。）